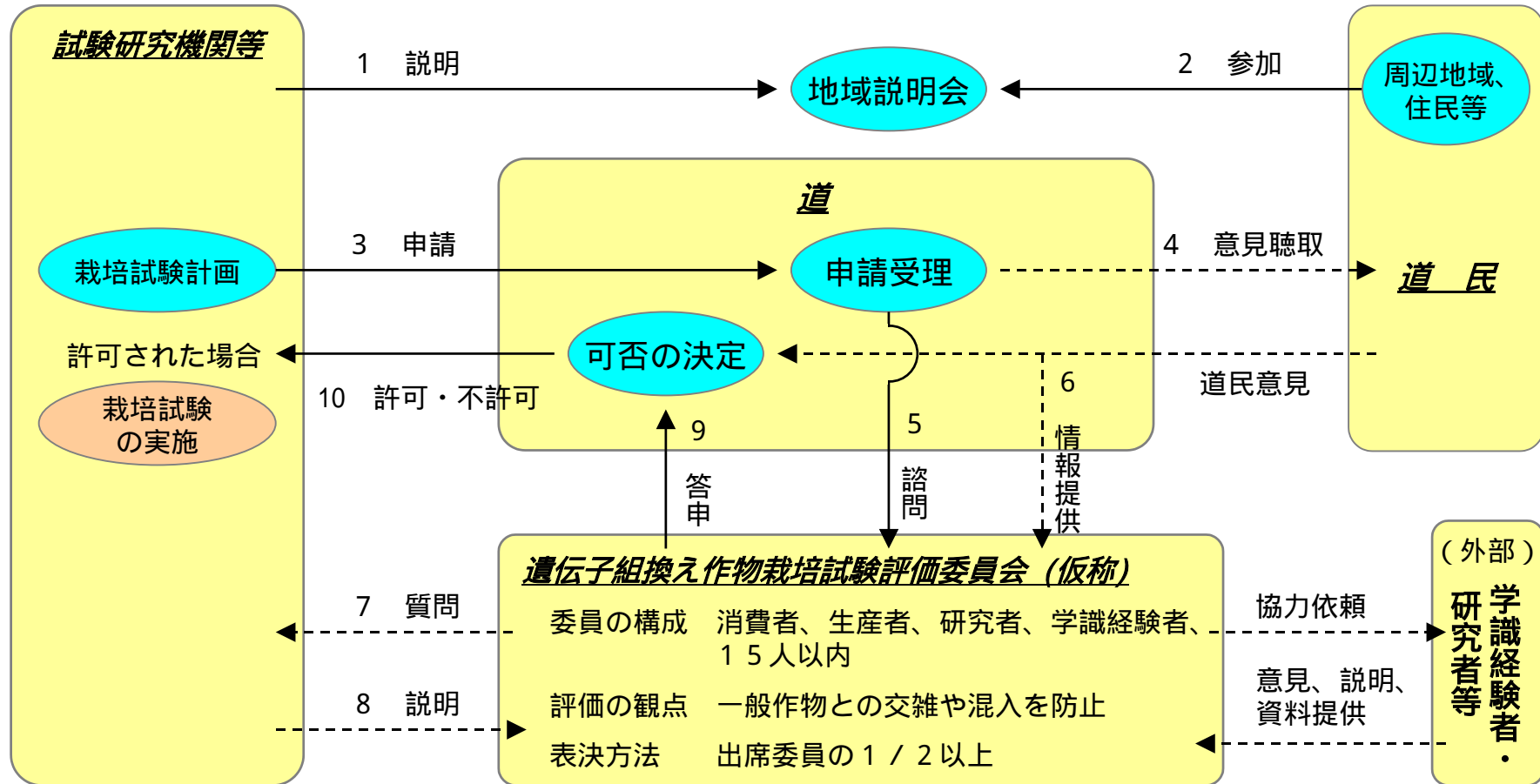


試験研究機関等が行う栽培試験の実施条件の概要

資料4

1. 栽培試験の許可



2. 試験研究機関等の義務

- 栽培試験全体を総括する栽培試験責任者を置くなど、厳重な管理のもとに栽培試験が実施される体制の整備
- 一般作物との交雑の防止、一般作物の種子や収穫物への混入の防止
- 栽培試験終了後の遺伝子組換え作物の処理や収穫物の使用・搬出等に関する状況の記録、保管
- 一般作物への交雑の有無を確認するためのモニタリング措置の実施、その結果の知事への報告及び公表
- 一般作物との交雑や混入の恐れのある事態が生じたときの知事への報告及びその指示に従うこと
- 一般作物との交雑や混入など不測の事態が生じたときの知事への報告など必要な措置